

令和3年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

令和3年3月11日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

| | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|---------------------|----|---------------|-------|-------|----------------------|
| 招集年月日 | 令和3年3月11日 木曜日 | | | | | | |
| 招集場所 | 笠置町議会議場 | | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告者 | 開 会 | 令和3年3月11日 9時30分 | | | 議長 | 大 倉 博 | |
| | 散 会 | 令和3年3月11日 15時56分 | | | 議長 | 大 倉 博 | |
| 応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 出席 8名 欠席 0名 |
| | 1 | 向出 健 | ○ | 5 | 坂本英人 | ○ | |
| | 2 | 松本俊清 | ○ | 6 | 田中良三 | ○ | |
| | 3 | 由本好史 | ○ | 7 | 西 昭夫 | ○ | |
| | 4 | 杉岡義信 | ○ | 8 | 大倉 博 | ○ | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 出席 9名 欠席 0名 |
| | 町 長 | 中 淳志 | ○ | 商工観光 課 長 | 市田精志 | ○ | |
| | 副 町 長 | 青柳良明 | ○ | 建設産業 課 長 | 石川久仁洋 | ○ | |
| | 職員力向 上担当参 事兼税住 民課長事 務取扱 | 前田早知子 | ○ | 人権啓発 課 長 | 増田好宏 | ○ | |
| | 総務財政 課 長 | 岩崎久敏 | ○ | 税住民課 担当課長 | 石原千明 | ○ | |
| | 保健福祉 課 長 | 大西清隆 | ○ | | | | |
| 職務のため 出席した者 の職氏名 | 議会事務 局 長 | 穂森美枝 | ○ | 議会事務 局 次 長 | 草水英行 | ○ | |
| 会 議 録 署名議員 | 7 番 | 西 昭 夫 | | 1 番 | 向 出 健 | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 に 付した事件 | 別紙のとおり | | | | | | |

| | |
|-------|--------|
| 会議の経過 | 別紙のとおり |
|-------|--------|

令和3年第1回笠置町議会会議録

令和3年3月11日～令和3年3月24日 会期14日間

議 事 日 程 (第1号)

令和3年3月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 同意第1号 笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第5 議案第2号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第6 議案第3号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第4号 笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件
- 第8 議案第5号 笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例の件
- 第9 議案第6号 笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例の件
- 第10 議案第7号 笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件
- 第11 議案第8号 笠置町国民健康保険条例一部改正の件
- 第12 議案第9号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第13 議案第10号 笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件
- 第14 議案第11号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第15 議案第12号 笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第16 議案第13号 令和2年度笠置町一般会計補正予算(第8号)の件
- 第17 議案第14号 令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件
- 第18 議案第15号 令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件
- 第19 議案第16号 令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さんおはようございます。会議に入ります前に申し上げます。

本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年を迎えました。この災害により、かけがえのない多くの方の命が失われました。犠牲となられました全ての方々に対し、衷心より哀悼の意を表すために、これより黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙 禱）

議長（大倉 博君） お直りください。

着席ください。

本日、ここに令和3年3月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、なるべく密を避けるためにも、議会運営がスムーズに進みますよう、あわせて皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

議長（大倉 博君） ただいまから令和3年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、西昭夫議員及び1番、向出健議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は、本日から3月24日までの14日間に決

定しました。

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

京都府町村議会議長会第71回定期総会が、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため開催が中止され、書面での表決が行われました。

令和元年度決算並びに令和3年度の事業計画及び当初予算3,170万円が全会一致で承認決議されています。

また、府内の町村議会議員で在職11年の方9名に京都府町村議会議長会表彰が、全国議会議長会表彰として議員歴27年以上の議員1名、議員歴15年以上の議員2名のほか、大山崎町議会には町村議会広報全国コンクール奨励賞が表彰されました。

このほか1月11日には南山城村やまなみホールにて、令和2年度の成人式が規模を縮小して開催され、西副議長と共に出席をいたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処します。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

行政報告を行います。

今から10年前の今日、平成23年3月11日、東北地方を中心に大きな被害をもたらした東北大震災が起きました。この震災では実に2万2,000人も尊い命が失われてしまいました。この場を借りまして、亡くなられました多くの方々の御冥福をお祈りしたいと思います。

最初に、住民の皆様におわびいたします。広報れんけい3月号及び同時に配布した笠置町お知らせ版の中で、住民主体の通いの場事業、令和3年度福祉タクシー利用券の交付、鉄道利用カードの申込みについてという3件の事業に関しまして、議会の審議と予算案の承認を経ずして御案内してしまいました。申請を準備されておられました住民の皆様方には誠に申し訳ございませんでしたが、改めて御案内させていただきます。本件は、地方自治法に規定されている議会の議決権という議会の権限の中で最も重要かつ基本的な性格を有する権限に違反するものです。今後、二度とこのような事案が生じないよう徹底した対策を講じてまい

ります。申し訳ございませんでした。

次に、行政報告を行います。

笠置町では、前回御報告させていただきました6社に加え、笠置町公共土木事業の指名業者2社と、災害時における笠置町所管公共土木施設等に関する緊急的な災害対策業務に関する協定書を取り交わしました。本協定は、避難路や救援物資の搬送路に当たる道路の通行を確保するための公共的な対策工事をお願いするとともに、町営住宅等が被災した場合の被害拡大の予防や早期復旧を目的とするものです。また、令和2年度予算におきまして、各区集会所や避難所におきまして、新型コロナウイルス感染症対策として空調施設の整備やトイレの改修、さらには停電時にも対応できるよう発電機等の配布を行っております。

笠置町では、引き続き住民の皆様が安心して暮らしていけるよう、災害発生時における町内の事業者様などとの協力体制をより強固なものとするための政策を進めていきたいと考えております。

次に、河川敷のキャンプ場の再開に関しまして御報告いたします。

昨年12月13日より、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉鎖されておりました木津川河川敷のキャンプ場が今月8日から再開されました。今週13日と14日、来週の20日、21日の土日は、一時的な集中回避のため閉鎖されますが、それ以降は平常どおりの営業再開となります。ただ現在、笠置大橋の全面再塗装工事が進められており、国道163号や浜通り、駅前通りの渋滞が予想されるため、山城南土木事務所と対応策についての協議を行っているところでございます。

本議会で御審議いただく内容は、同意案件1件、条例及び予算案件が20件でございます。よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の方が、令和3年3月31日で任期満了となりますので、

地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について、議案書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月11日提出。

笠置町長、中淳志。

住所、氏名、京都府相楽郡笠置町大字有市、石川惣代治。京都府相楽郡笠置町大字笠置、中尾隆藏。京都府相楽郡笠置町大字切山、東達廣。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） お諮りします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、本案については、質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたします。

この採決は1件ずつ起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は、反対とみなします。

まず、石川惣代治氏の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、石川惣代治氏の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定しました。

続いて、中尾隆藏氏の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、中尾隆藏氏の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定しました。

続いて、東達廣氏の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、東達廣氏の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第5、議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

改正内容は、町長の給料を4月から令和4年3月まで1割削減するものです。また、任期中はこの特例条例を継続する予定です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について説明をさせていただきます。

議案書の2ページをよろしくお願いいたします。

今回の条例につきましては、平成15年を初年度として制定されておりました。この条例を一部改正する形で、今回、提案をさせていただきます。

また今回、町長の給料月額67万円を1割を削減し、期間は令和3年4月から令和4年3月までの12か月で、削減により80万4,000円が減額となります。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対して、同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

これは何のための削減でしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 今回の条例案の提出、つまり町長の給与の削減ですが、昨年度から予算

の策定、執行について、いろいろ見てきたわけですが、財政的に非常に厳しい状態にあるということで、本年度以降、全ての予算の支出、それから歳入についての再検討を行っていく必要が緊急に生じてまいります。その前に、まずは町長自らが報酬をカットするということで、職員全員について、私の意思を表したいというところでの削減案の提案でございます。よろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

財政難で、自分から身を切ることから始めるというような解釈をしてくれという答弁だと思いますが、じゃ、4年間で幾らの削減になるのか。それでそれは何のために削減していくのか。何かそういう財源が必要であるのか。それとも単なる意思表示でそれをしなければならぬのか。

僕の中でお金というものは、その価値を示すものだと1つ考えております。町の象徴である町長というふうには僕は思っておりまして、その職務に値する給与、報酬をもらっていると。その価値を示すものがそれだというふうには僕はお金に対して常日頃思っております。自らその価値を下げるのか、それとも自分の身を切る改革みたいなものがやりたいのか、その辺があまり、どういうふうに見えてくるのかというのが説明が僕はちょっと少ないような気がします。だから、数字としてこれぐらい削減する。それは何のためにというのがあまり見えません。自分がお金切ったから、その後、何か削減していったら、住民サービスが例えば低下するとか水道代が上がるとか、いろんなことを想定できます。その辺が見えてこないんで、思いがあったりとか考えがあるんやったら、やっぱりそれも同時に説明してもらわないとひもづいてこない。単なるパフォーマンスみたいなような下げ方やったりとか、説明は住民に対して、ちょっと足りないんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

今回の条例案の提案理由につきまして補足いたしますと、本年度の当初予算案を御覧いただいたら分かりますが、経常収支比率が非常に悪化しておりまして、基金の取崩しが非常に大きくなっています。今後、少なくとも1年間にかけて、全ての歳出事項についての見直しを図らないといけないと考えています。

まず、歳入を増やすための取組として、いろんな補助金や交付金を請求するのを検討していくということは、まず必要になってくるかと思えます。ほかにも歳出削減で、まだまだ歳

出を削減できるような事項があるんじゃないのかということでございます。例えば適切な人件費、物件費、ほかには車の維持管理費なんか、いろんなところで削減をしていかないと、財政的に将来、暗雲を招くようなそういう事態になりかねない。まずは私自身が全職員の先頭に立って、住民のために何ができるのかということを考えながら、財政の適正化を進めていきたいということの意思表示でございます。よろしく申し上げます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問で4年間なりの削減額ということですが、4年間で合わせて321万6,000円、また3年間では241万2,000円の削減額となります。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

三百何がし、二百何がしという数字が出てきましたが、町長、僕このお金を削減して、じゃ、ほんまに財政再建の一步目なんかと言ったら、そうじゃないようにも思う。実際、今回、議案提出していただいて、当初予算を見ても、去年とさほど変わらないというか、支出が増えた部分も保健福祉の部分かな、商工観光の部分かな、あってくるかと思うんですよ。まだ議案が通ってないんであれですけども、空き家の整理に対して、10万円やったやつが30万円になったりとかというふうな予算案を組まれていましたけれども、その支出を補うのかどうかというところなのか何なのかは、僕はその町長の意思表示やと言わはるんやけど、町長の中にしかないんやろうかと、今、答弁を聞いて思っています。

もっとお金を埋める事業なのか、今、現行行われている事業の見直しで、例えば町長の報酬分なら安易に取れるのか、税収を増やせるのか、町の財源確保ができるような事業はあるのかないのかとか、そういうことが検討されて、もうとにかく一丁目一番地が俺の給料をカットすることやというふうに流れていくようなことが説明されないと、端的に今、親方の懐をちょっと小ちやすから、みんな、これから起こることを期待しててなみたいなお話になってくると思うんですよ。1つの事業をするのに関連性がイメージできひんというのは、僕は行政の仕事としていかなものかと思うところがあるんですよ。1個やったら、2個も3個もひもづいて、こういうふうな円形で考えれんのかとか、トータルでこういうところを目指しているから一丁目一番地がこれやねんと、そういうふうに説明してもらわないと、1個1個の事業は点でしかないんですよ。

分かるんですよ、町長が危機感を感じていることも分かる。だから一番初めに、俺が腹を

切んのやみたいな話は分かるんですけども、それにひもづいて、町はどうなっていくのかということ、やっぱり今、話せない、僕は信憑性に欠けると思うんですよ。その辺について、どういうふうを考えてこの議案を出されたのか。僕、金を下げることが町長のパフォーマンス、上がるとは思ってないんですよ。その分、働いていただければ、価値を上げていただければ、そのお金は生きたお金になると思うんですよ。お金を下げることが町長のすばらしい仕事では僕はないと思っている。意思是分かります。それがどう成果に反映するかを説明できひんのやったら、この議案をなぜ出したかと僕は思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

実際問題、財政的に非常に苦しい局面に入ってきた。その原因を分析してくださいということで財政ともお話をしてきたわけですが、1つは公債費、要するに借金の返済が非常に増えてきたということが1点ございます。

それから、電算化の影響で非常に多くの税金がそこに投入されている。もちろん補助金、交付金などもあるわけですが、町の持ち出しも非常に大きいと。特にランニングコストをどうやって抑えていくのかというようなこともございます。いろんなところで全職員が支出、歳出を抑えるための努力をしていただかないと、このままでは財政的に非常に厳しいという状態になります。当然その中には物件費、いろんなところでお金を使っているわけですが、その物件費の見直しもしていかなければならないことです。電算化に対しては、電算会社との話し合いをして、少しでも経費が削減できるような、そういう形を取っていかねばなりません。ただ、国の方針として、全ての情報を一元管理するというのが方向性として出されていますので、電算化についてはついて行かざるを得ないという側面もございます。

また、町の外郭団体でありますとか、例えば中部消防でありますとか東部連合、そうしたところの町が入っていますいろんな団体の分担金もどんどん増えてきました。その件について、一定やむを得ないとは思いますが、その財源をどこに求めていくのかということになりますと、全ての経費の削減をして捻出していかねばならないと。

そのことについて全職員に、まず私が範を見せますよということで、今後あらゆる歳出の削減を行いつつ、なおかつ有効な財源獲得についての努力をしてほしいということの私の意思表示でございます。町長としての対面の確保ということも当然考えた上での決断でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

今の議長、どう思われますか、ちゃんと質問に答えていると思いますか。何か坂本氏の質問にちゃんと答えてないように思うんですけどもね、何か違う方向にそれているような気がするんですけども、どう思われますか。坂本氏が言ったのは、そういう意味で言ったのではないと思うんですけどね。

議長（大倉 博君） 町長、いいですか。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御指摘についてでございます。

決して、単に私の報酬をカットするというだけで全て決着がつくというような問題ではございません。住民のサービスを維持しながら、どのようにして適切な財政再建を進めていくのかというか、財政を維持していくのかということについての意思表示でございまして、具体的に水道料金のお話とか出てまいりましたけれども、それについても、まだこれから考えていく問題でございます。いろんなところの公共料金の問題もございまして、税金の問題もございまして、まずは削減できるところから、まず削減していく。収入が増やせるようなところについては、そのことについての議論を進めていくというところではございまして、そのためには全職員の協力が必要やということではございまして。全職員、全庁挙げての削減計画をこれから策定していきたいというふうに決意しておるところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありますか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

町長にお聞きをしたいんですけども、様々な経費を削減していかないといけないという面があると。財政難の中でそういう面があり、全職員に協力もしていただかなければいけない中で、まず意思表示であるということをおっしゃいました。

そうしますと、例えばですけども、職員の給与カットも想定をされているのかとか、やはり単純に考えますと、そういうふうにも聞こえる面があるわけです。そのあたりについてそうではないと。あくまで職員の給与というものは手はつけないというところなのかとか、そのあたりの考え方ですね。経費といいますと、そういう面も含むんではないかと。私自身は、職員の給与というのは人事院の勧告に基づき、またいろんな経済の水準であったり考慮されて決まっていますから、もし、手をつけられるということであれば、そういう意思が含まれるのであれば、この条例に賛成をしかねる一つの基準でもありますので、どういうことに、そういう想定もあるのか。いや、そうじゃなくて、あくまでも財政再建という全体の中

で、今後、経費の能率的な、効率的な削減という視点で、まず意思を示すということなのか。

もう一つは住民の、先ほど坂本議員からも出ましたけれども、水道料金の引上げであったり、そういうことも財政再建の歳入の面での増加という面として、また歳出の面で行けば、様々な福祉サービスを切り下げるといっても財政再建の1つになってくるわけですが、そういうことも想定をされているのか。あくまで、今回はどのあたりに視点があって、どういう意味でこういう削減をされるのか。その中身の方向性、今、考えておられることについて考えをお示しいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの向出議員の御質問でございます。

現時点ではという限定ではございますが、職員の給与を引き下げるといことは考えておりません。ラスパイレス指数が大変低いということも承知しております。

それから、住民サービスを下げるといお話についてですが、これは一定維持していきたいというところの中で、財源について、どのような形で確保できるのかというのを職員全体で考えてほしいということでございます。

公共料金の引上げにつきましては、これはまだ検討中の課題でございまして、本来、水道の企業会計化ということが3年後に迫っておる中で、どのような水道料金の体系化にしていくのかというのは今後の課題だとは認識しておりますが、今直ちに引上げを行うという予定はございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかの方、質疑はありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 今、これを審議をしているんですけども、これ報酬等審議会、開かれたんですか。提出されたときは、どうなんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問です。

報酬等審議会の開催をしたかということですが、開いてはおりません。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） この規約にも載っているんですけども、なぜ開かれなかったんですか、その理由は何ですか、もう少し詳しく言うてください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問です。

今回の条例に関しましては、条例の削減につきましては、町長からの申出ということでの内容でございますので、報酬等審議会を開いていないというところでございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今の答弁ですけれども、町長からのあれですか、それを審議会にもかけんと、この規約を変えるということになっているんですね。今はカットですよ、100分の10ですね。反対の場合はどうするんですか。もし、今は下げる、審議会もしない。もし、それがアップで今の給料を上げてくれという形も審議会なしに、この条例、変えるんですか、どうなんですか。なぜされなかったのか。10名おられる委員の方の意見も無視してやられるんですか、どうなんですか。余りにも無謀過ぎるんじゃないですか。笠置町は町長の言いなりですか。どういうつもりでここへ出されたんか、もう少しはっきり説明してください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問です。

今回につきましては、先ほども回答させていただきましたが、今回の町長の申出ということでの特例に関する、特例ということでの条例を提案させていただいております。

また、全体といいますか、本則、町長の給与の金額を引き下げる、引き上げるであった場合については報酬等審議会を開かせていただいて、その中で答申をいただくという形になっております。

議長（大倉 博君） 同一議案について3回までですので。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

私の認識では、基本的な給与を下げる場合については審議会を通さなければいけなくて、ただ、一時的な削減については必ずしも通さなくても構わないと、そういうことだと思うんですが、そのあたりを制度論的にきちっと説明いただければ分かりやすいのではないかなと思いますので、規約上であつたりとかも含めまして、きちっと制度的に説明いただけたらと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問です。

議員おっしゃるとおり、もともと給料そのもの自体の金額を下げたり上げたりする場合については報酬等審議会を開かせていただいて、その御意見を伺うことになっております。

それから、今回については町長の申出であり、期間、そのもともとの給料というのは変わらないということもあって、報酬等審議会というものを開いておらないということでございます。

ます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

この町長の報酬の減額について、大きな流れがもう話として決まっているということですか、その一番最初のこととして報酬を減額する。この後、来年度ずっといろんなことが検討されていくのは、もう決まったことなんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

いろんなことが決まっておるのかということですが、頭の中にはいろんなプランもあり、また職員からの提案もございます。具体的にどうしていくのかということについては、まだ検討段階でございますが、一定、やっていかんといけないことということについては考えておるところで、いずれにしても財政の再建といえますか、適正化については最大限の努力をしていきたいということでございます。よろしく御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

職員というか、役場全体で認識が共有できているのか、それとも取りあえずやりたいんで給料を下げますということなんですか。何かそんなふうに聞こえるんですけども、職員、役場の中で何かそういう方針が共通認識として持たれているのでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 財政的に大変だということは、総務財政課の中で言われていることだし、ほかにもいろんな補助金や負担金が増えておるところで、その辺のことは職員の方々もはっきりと認識して理解していただいているというふうに私は感じております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 他に質疑はありませんか。坂本議員、もう3回終わっていますので、同一議題で3回です。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

（「動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 何の動議ですか。

(「休憩動議」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 休憩動議。

今、休憩動議を出されましたけれども、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員ですね。この動議は賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、休憩することの動議は可決されました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前11時10分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま全員協議会で、先ほどの議論をやりましたけれども、町長にもう少し具体的なことを答弁してほしいということがありましたので、町長、答弁願います。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

私の給与カットに関する条例の提案の具体的理由をということなのですが、1つは、カットした金額で特定の何かの事業をしようということではございません。私の公約であります防災、それから商工観光を含む観光業の新たな展開を目指すための財源、それを確保しないといけません。さらには少子・高齢化に対応して、例えば子育て支援でありますとか、空き家対策を進めていく必要がございます。この空き家対策は、直ちに小学校の複々式化の話にも結びついていくことでございます。福祉に関しましては、一定の給付水準を維持した上での歳出削減ということをやっていかなければならないと。これは全庁、全職員が知恵を出していただいて、今後、歳出削減に臨んでいただく、一層の歳出削減を目指すということになるかと思えます。

具体的にどういうことをやるかということになってきますと、それは非常に多岐の部分にわたることございまして、先ほども申しましたように電算化の問題、それから公用車の問題、消耗品の問題、いろいろあるかと思えます。そういうことを含めてでの財政の健全化というものを配慮していかんといかんと、そのことに対する私の決意の表明です。何らかの形で職員に提案していただく、そうした組織というものを考えていかなければいけないかなど

は思っていますが、今後も引き続いての笠置町の住民の皆さんの福祉というものを考えながら、安心・安全のまちづくりというものを進めていかなければいけない。そのための財源を確保するための決意表明というふうに受け止めていただけてよいかと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 質疑はありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

意思表示、結構やと思います。先ほども言いましたが、ならば職員なり役場の中に対して意思表示、訓示なりなんなりでされたかどうかお聞きします。

議長（大倉 博君） 中町長。

町長（中 淳志君） 全職員の訓示という形では行っておりません。本年度の予算の策定に当たってというところで、その予算の策定方針というものは示させていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 他に質疑ありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 今、町長、報告されたんですけれども、私、先ほど質問したことに対して、なぜ、この審議会を通さなくしてこれを提出されたかということをお聞きしているんですよ、じゃなかったですか。何も経費どうこうという問題ないでしょう。町例規集に載っていることにのっとりて事を進められれば私は何も言いませんよ。なぜ、開かれなかったのか、そういう答弁についてどうなんですか、行政として。そういう責任はどこが取るんですか。その点に関して一向に返答がないじゃないですか、町長の先ほどの答弁では。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

なぜ報酬等審議会を開いてないかということなんですが、今回、先ほども回答させていただいたんですが、町長からの申出によってのことでの特例の内容であるということで、例規集の1011ページのほうに、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例というものがございます。その中で第3条中に特別職の職員の給料月額等がそれぞれ示されておるわけですが、その金額等を上げたり下げたりする場合について報酬等審議会を開かせていただけて答申をいただくということでございます。今回につきましては、あくまでも町長からの申出であり、その基の給料67万円というものは変わらず、一定期間の間だけ1割削減ということですので、報酬等審議会を開いてないということでございます。

議長（大倉 博君） 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

町長の意思表示ということで、今回この議案提出されましたが、必要経費が増えたから、自分の身を切ることが一丁目一番地だという思いは理解できるかできないかという、僕は今んとこ理解できませんでした。身を切る改革の意味合いが、今の笠置にとっては違うのではないかなど。そういう施策がある中で、一丁目一番地がこれだとおっしゃられるなら、まだ理解ができたのかもしれない。「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なし」、この思いをもって反対討論とさせていただきます。

議長(大倉 博君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) これで討論を終わります。

これから議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立少数です。したがって、議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は否決されました。

議長(大倉 博君) 日程第6、議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

人事院規則が、既に支給された通勤手当について、離職等により返納させることができる

よう改正されたことに伴い、当町の条例の通勤手当に係る部分を改正するものです。施行は令和3年4月1日からです。御承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について御説明させていただきます。

令和2年に通勤手当に係る人事院規則の一部が改正され施行されましたので、当町の関係する箇所の改正と文言整理をするものでございます。

なお、精査条例に基づき促音等については改めたものを表記しておりますのでご了承ください。

それでは、議案第3号、5ページをお願いいたします。

新旧対照表の5ページ、通勤手当に関わる第13条の全文を改正しております。これにつきましては、現行では、出勤した職員については出勤日数に関わらず通勤手当を全額支給しておりましたが、月の途中での退職や死亡、また休職等の事由により通勤しない場合について、日割りにより通勤手当を返納させるものでございます。併せて項や号の整理を準則に従い整理をさせていただいております。

続きまして、新旧対照表8ページでございます。よろしくをお願いいたします。

第15条の給与の減額に関わる部分でございます。この部分につきましては、勤務時間の割り振りをしている職員の取扱いについて明文したものでございまして、運用については現行どおりとなっております。

また、9ページからの第16条につきましては、時間外勤務手当について、これにつきましては第15条同様に勤務時間の割り振りをしている職員の取扱いについて明文化したもので、運用については変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決します。この採

決は起立によって行います。議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第3号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第7、議案第4号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第4号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事した職員に対し、その業務に応じて支給されるものですが、当町の給与に関する条例第14条において、特殊勤務手当について規定をしているものの、対象となる業務等についての定めがございませんでした。新型コロナウイルス感染症等、感染症への対応や、行路死亡人の取扱い、動物の死体処理等、特殊勤務手当の支給に該当する業務であるため、給与条例第14条の規定により条例を制定するものでございます。施行は令和3年4月1日からです。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) それでは、議案第4号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件について説明をさせていただきます。

人事院規則により特殊勤務手当につきましては、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事した職員に対し、その業務に応じて支給されるもの」と規定されており、地方公務員法により、「支給に当たっては条例で定めるもの」と規定されております。

当町の給与条例第14条により支給できるものと規定をしておりますが、個別の条例は作成しておらず、特殊勤務手当については支給していませんでしたが、昨年来の新型コロナウイルス感染症の対策により消毒作業等に従事する事案が起こった場合でも、手当の支給はできない状況でございました。近隣自治体との均衡もあり、当町としても条例を制定し支給

を可能としたものでございます。

議案を見ていただきまして、第2条におきましては、支給する手当の種類を規定しております。

また第3条から第5条につきましては、それぞれ対象とする事項について規定しております。

それから、第6条で規定する手当の額につきましては、近隣自治体や京都府を参考といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

第8条で特殊勤務手当の支給範囲というのを別に定めるということになっていると思うんですけども、どういうふうに定められているのかお聞かせ願えますか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問です。

支給範囲等につきましては、改めて規則のほうで定めさせていただくということでございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この条例も職員の給与に関する条例の第14条がほったらかしにされていたということで、この条例を作成されていると思うんですね。今回この条例を作成されて、この第8条で別に定めるということになっているのに、これを定めていないというのはいかななものかと思うんですけども、どうですか。

それで、特殊勤務手当の種類、第2条なんですが、これはどうやって、こういう洗い出しをされたのかなんです。1つ疑問に思っているのは、笠置町には火葬場があるわけですよね。火葬場は税住民課のほうで所管をされておりますが、もし、この火葬場に従事するような人があった場合、これはこういう特殊手当に値するものだと思うんですけども、そのあたりどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員御質問にお答えさせていただきます。

この第2条の種類といたしました3項目につきましては、第1号につきましては、先ほど町長の説明にもありましたように、新型コロナウイルス等感染症の防疫作業に従事する事案が起こったとしても、うちのほうでは手当を支給するということができないということがありましたので上げさせていただきます。

第2号、第3号につきましては、近隣また人事院規則等も参考にしながら、うちのほうで対象となるものに該当してくるということで上げさせていただきます。今御指摘いただきました火葬場の勤務についてですが、おっしゃるとおり危険であったり不健康であったりという、この勤務の対象となる事案であると思われまふ。今回上げておりませんでしたのは申し訳ないです。事例として今現在、火葬場自体の運用と申しますか、稼働しておりませんでしたもので、ちょっと漏れておると申すか、対象としていなかったところがございます。ちょっと今後の検討課題とさせていただきますと思います。申し訳ありません。

それから、第8条につきましては、支給方法というものは、その前の支給期日といたしまして記載はさせていただきますが、給与の支給方法と併せて行うということで、方法については規則で、この条例が議決されたら決裁をいただきたいと思っております。

支給の範囲といたしましては、第3条から第5条にそれぞれ業務の中身は上げさせていただきます。これ以上の具体内容ということは、ちょっと規則のほうで同じような内容になるかと思ひますが、作成次第、また議会のほうに資料提供させていただきますので、御了解いただきたいと思ひます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

笠置町の火葬場の条例があるわけですね。これはもう当町の住民である方は、そういうことで使用ができるということになっておると申すんです。ですから、それに従事する方は、動物の死体処理でもかなり特殊な勤務だと思ひますね。また、この御遺体をまた火葬にするというこういう作業は、かなり特殊なものだと思ひますけれども、また火葬場に関しましては一般質問等でも行いたいと思ひますが、そのあたり、本当に現段階これに加えないということによろしいんですかね。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

火葬場に勤務、火葬に従事する職員につきましても、加える方向で検討させていただきます。

と思います。今現在、運用はされていないものの、稼働されていないものの、条例としても存在しておりますし、この第2条のほうに加えていく方向で検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

この条例は、コロナが出たから職員がそれに充当する関係上、特殊のこれで作ったというあれがあるんですけども、それがなかったら、この条例はつくらないということですか。私が思ったのは、こういう条例はもう前からあるなという勘違いを今しました。というのは、建設産業課のそういう担当が、動物の死体等の処理作業、これは常にやっているんですよ。やっているにもかかわらず、こういうことがなかったということを初めて、ああ、気の毒やな、あれだけのことをしとって何もなかったんかいなという思いを今持ちました。

そういうことで、ちょっとお聞きしたいんですけども、こういうことがなかったら、これはつくらないということで、そういう理解でよろしかったんですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

杉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

特殊勤務手当につきましては、説明しましたとおり条例には規定をしていたものの、具体的内容については規定しておりませんでした。放置されていたと思われても仕方がないかもしれませんが、職員のほうでは業務の一環としてやっておりましたもので、そこらは条例で規定していないというところで、申し訳なかったとは思っております。

ただ、特殊勤務手当につきましては、今回のコロナが出る以前から、ないことに関しましては内部での検討をしておりました。確かにきっかけとなったのは、この新型コロナウイルスの感染症等にありますが、それ以外の感染症につきましても、以前から感染症が発生した場合の対応として何も手だてがないというのも近隣と均衡がとれない、職員の中でも不安視しているところもございましたので、きっかけとなったのは、この新型コロナウイルスの感染症ではございますが、検討としては以前から支給については進めていたところがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この条例、できることは喜ばしいと思うんですが、今年の梅雨とか夏、雨増えていますよ

ね。職員が土砂を上げに行ったりとか、応急的な作業とか、奥地区から切山のほうへ抜けていく道でも、バックホーに乗って作業をしていたとかという話もあったかと思うんですけども、そういうことは危険やとは考えてないんですかね。僕、たまたま家族で飛鳥路の川のほうへ遊びに行く途中やったんですけども、職員が休日出ていて、みんなでかなり深い穴の中に入っていると。危ないなという話はそのときもして、そういう危険状況というのは、もう今の時点でどれぐらい把握されているのか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

危険な作業と今おっしゃったところも、危険な作業の部類かとは思いますが、今、出させていただきましたのは人事院規則の中に規定されており、また近隣との均衡を保つために、どのような手当が必要になってくるかというところでさせていただきました。高所作業手当とかというところもお支払いされているところもありますけれども、そちらについては消防職員を抱えておられるところであったりということになっておりましたので、重機を使用して職員がした分につきましては、申し訳ありませんが、ちょっと対象となっていないと判断させていただきました。確かに建設産業課であったり防災のほうであったり、危険な作業というものはつきものになってきているところもございしますが、災害時等、対応していただいている部分につきましては、この特殊勤務手当というところに該当といいますか、対象とならないかなという判断をさせていただきました。

建設産業課、それから防災関係、緊急時の対応につきましては、現行どおり業務の一環という対応になるのかなと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、おっしゃることはよく分かります。該当しないと。近隣の町村にそういうところはあまりないと。端的に言うと、笠置町は笠置町やし、笠置町に必要な条例はつくればいいし、必要なもの、支払いがあるんやったら出さなあかんと思うんですよ。だから近隣にないからじゃなくて、笠置からやればいじゃないですか。だから、職員を守るというのは町長の中の公約にもあったかと思ってるんですけども、その作業状況を見たときに、ほんまにけがせえへんのか。例えば応急的に業者さんに頼んだらかかる経費があると。でも、職員で賄えたらこんだけで済むというロジックはつくれるはずじゃないですか、理論は。だから、よ

そがやってないからやらないじゃなくて、うちやからやる。河川、木津川があって、枝の川があって、氾濫する可能性は山ほどある中で、それでも職員は身を削っていかなあかんのかと。その辺はやっぱり考えてね、笠置町だからこそつukらないといけないものはつukらないといけないと。そこは真剣に考えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問というか、御指摘ありがとうございます。

先ほど由本議員からもありました火葬場のこともありますので、前向きにちょっと検討させていただきたいと思います。職員のほうからは、多分、望む声も出てくるかと思しますので、前向きに検討させていただきます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

議長、しっかり大きな目で、どの人がどういう手を挙げるとか、しっかり見ておいてください。中途半端なことをしていたら、そんなことじゃ困りますよ。

それでは、再度質問させていただきます。

第8条、これ由本議員から先ほど質問されたわけでございますけれども、もうちょっと具体的な答弁をしてほしいなど。「特殊勤務手当の支給範囲、支給方法その他必要な事項は、町長が別に定める」、別に定めるは、どういうふうに定めてあるんですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

杉岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

第8条におきましては、規則で定めることを考えております。今まだ出来上がったものではございませんが、条例が可決されたら、具体的な内容について決めていくことと思っております。

支給の範囲につきましては、既に第3条から第5条、対象となる内容について記載しております。それから支給方法につきましては、第7条で支給期日は記載していますが、これをどのように給料と合わせて、本来は給料の支給日に支給したいというふうには考えておりますが、事例の数等も考えまして、例えば1か月まとめて翌月払いにする。それから3か月なり1年間まとめて年払いにする。そういうところを、ちょっとこれから検討させてもらって決めていきたいと思っております。範囲というのは、一応、今言いましたように、第3条か

らしておりますが、出た人数等によって第5条でしたら規定したりしておりますので、そこらの大きな範囲としては、この本則で決めておりますが、具体的と言いましたら、具体的というのがどういうものかと言われると、これにまだ枝分かれして、どういう時間に出たものであるとか、時間外勤務との整合といたしますか、調整であるとかというところを規則の中で記載したいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

今、課長が第5条のちょっと説明されたと思うんですけども、作業に従事した職員数が2名以上ある場合は、この下に書かれている手当を2分の1にするのか、3人の場合は3分の1にするのか、そういうふうに理解してよろしいですか。

それと、職員はそういう形の中でよろしいんですけども、ほかに職員でない人がお手伝いするときは、それは除外であって、何のこともないということによろしいですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

杉岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

第5条の第2項におきましては、動物の死体等の処理作業手当のものを記載しているんですけども、おっしゃっていただきましたとおり、2人従事した場合は、これを2分の1、3人の場合は3分の1、その人数で割って分けるということになります。別途、下の表に1回というふうにありますのは、出た職員数に1人ずつになるんですけども、第4番目の1匹というふうに記載しておりますものは、その1匹を処理するための費用にかかるものでございますので人数で割るというふうに考えております。

それから、これは職員の特種勤務の手当の条例でございますので、職員以外の方が従事した場合につきましては想定していないというところで御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

この300円という金額、ここに書いてあるんですけども、3人いたら100円、余りにもちょっと低過ぎると思うんです。これからも、去年の暮れから今年ですか、長野県から始まって、もう中国地方のあの辺まで行っているという豚コレラ、豚コレラでもうこの辺でもイノシシ、かなり死んでいました。それで職員の方が、私らも含めた中で処理されに行っ

ていると思います。そしてまたしてもらいました。そういう中で、偶然にもコロナと重なったときにこういう手当があったけれども、それがなかったら、なかったということですね。これはほんまに気の毒な話なんです。だから1人、3人いたら100円、そういう形じゃなしに、この金額はもうちょっと見直すということはできないんですか。できたら見直してやってください。そういうことで私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） 答弁はいいんですか。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

杉岡議員、御質問いただきました件でございますが、この条例、可決いただいた後、また検討させていただきたいと思っております。この金額につきましては、京都府であったりとか、それから人事院のほうで運用として出ているものなどを参考にして決めさせていただいたものでございますので、笠置町独自の金額設定はできるだろうというものの、あまりにかけ離れた金額というのは、ちょっと難しいかなとは思いますが、先ほどの他の勤務手当のこともありますので、その中の1つとして検討は進めさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今の杉岡議員の流れですけれども、例えばイノシシ300円、イタチも300円みたいな話ですよ。それは余りにも労働的に全然違うじゃないですか。その辺はやっぱりちゃんと、この町でつくらなあかんと思うんですよ。近隣、確かに京都府、指針はあると思うんですよ。あると思うが、それこそ年間、何頭死んでいるからどうやとか、その辺まで説明いただけるのであれば理解できることもあると思うんですけど、先にこの条例だけ、この表で見ると1匹当たり幾ら、これはなかなかイメージがわきにくい。オスの大きい鹿で、すごい重たいのに300円で、片手で持てるイタチが300円です。これはちょっと難しいですよ。そこら辺をちゃんと整理して、それこそ別表をつくってもらって印字するのか、追加の書類をつくるのか、資料をつくるのか、そこまで考えて条例をつくってきていただきたいなと思うんですよ。それこそ財源がないというんやったら、先ほど町長、残念ながら否決はされましたけれども、そういうものに向けたいという話があったりとか、そういう、どの政策のためにこうしたいああしたいというものがひもづいてこないわけですよ。だから端的に簡単な質問で終われない。何のためにがやっぱり見えにくいんですよ。

今、どんな現状を笠置町が抱えているのかということ、もうちょっと課内でも、町全体

でも、課長の会議の中でも真剣に議論をした上でもっと精査しないと、よそがつくっているからやってる、前例踏襲のもう公務員の時代はやめないと、僕らはずっと先へ行っているんですよ、人口減少自治体としては。だから政策も自分たちでやっぱり考えないといけない時期に絶対に入っていると思うんですよ。それをその各課単独で考えるんじゃなくて、みんなの問題として自分ごとにしていただいて、こういう条例に反映していく、そういうまちづくりを、ぜひとも笠置町の行政職員には心がけていただきたいと切に思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問というより、エールを送っていただいたというふうに考えております。確かに笠置町の現状として合わないものは変えていかないとはいけませんし、先ほど杉岡議員、由本議員からも御指摘いただいたように、全庁的に検討することが必要だったと思っております。

具体的に、今後運用する場合に当たりまして、そこらの詳細について検討させて、入れさせていただきますと思います。先ほども答弁させていただきましたが、具体的な規則等ができましたら、また議会の議員さんのほうにも資料として情報提供させていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 他に質疑ありませんか。

向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

危険な業務ということなので、例えば、さすがにこれは職員にさせるわけにはいかないとか、そういう程度によつての基準であるとか、そういうものがあるのかということと、あと、これはあくまで手当ということなんですが、もし感染症の関係ですから、そういう感染症にかかった場合については、別途保険なり、危険なことが起きたり、けがをしたりした場合については、保険の適用のところもきちんと検討されているのか、そのあたり答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

もちろん、職員で手に負えない事案というのは多々出てくるかと思っております。防疫作業につ

きましても、業者が入らないといけないところは、業者さんのほうに委託するという形で進める、そこは担当課のほうで検討をしていただきたいと思います。以上です。

それから、保険の適用の分につきましては、作業時に起こったものにつきましては、公務災害のほうで対応できることとなりますので、そちらのほうは公務災害基金のほうと調整させていただく内容と思っております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第4号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 日程第8、議案第5号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例の件から、日程第10、議案第7号、笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第5号から議案第7号について提案理由の御説明をいたします。

議案第5号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例の件、議案第6号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例の件及び議案第7号、笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃

止する条例の件について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

笠置町高度情報ネットワーク施設につきましては、令和2年度末をもって事業廃止し、民間事業者へ譲渡するため、その関連条例について廃止するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第5号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の2枚目をお願いいたします。朗読させていただきます。

笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例。

笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例（平成21年条例第18号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

次の2ページから、参考といたしまして現行の条例をつけさせていただいております。

この条例は、高度情報ネットワークに新しく加入しようとする者からの加入分担金及び宅内標準工事費の徴収に関し必要な事項を定めておりますが、先ほど町長の提案理由にもございましたとおり、令和2年度末をもって事業廃止することから本条例を廃止するものでございます。

引き続き、議案第6号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例の件につきまして御説明申し上げます。

こちらにも議案書の2枚目をお願いいたします。同じく朗読させていただきます。

笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例。

笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例（平成22年条例第1号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

こちらにも次の2ページに、参考といたしまして現行条例をつけさせていただいております。

現在設置しております高度情報ネットワークの施設は第2条のとおりでございますが、令和2年度末の事業廃止及びこれらの施設を民間事業者へ譲渡するため、本条例を廃止するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 次に、総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、私の方からは議案第7号、笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件について説明をさせていただきます。

議案第7号の2ページ目を御覧ください。朗読させていただきます。

笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例。
笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年条例第23号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2ページにつきましては、現行の条例を参考としてつけさせていただいております。

これにつきましても、町長の説明にもありましたように、令和2年度末をもって町が所有する通信設備及び関連機器を民間業者へ譲渡することにより、基金の役目を終えるため廃止するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑についても一括で行いますので、質疑がある方は、先に議案番号を述べてください。質疑はありますか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

議案第5号の2ページ、免除の部分ですね、第3条第1項「生活保護世帯に該当する者については、加入分担金を全額免除する」というふうにあります。この対応策とかというのは、民間移行しても、今、検討されているのか。それとも、もうないものとなるのかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

加入分担金につきましては、あくまで町が町の事業として行っていた場合、今後の施設整備等に備えて負担をしていただくといった性質のものでございますが、民間移行した後につきましては、この加入分担金に該当する費用というものは発生いたしませんので、その分につきましては特段、手だてというものは考えておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

来年度の当初予算の基本方針の中で、オール笠置だったりとか、誰も取りこぼさないみた

いな文言が結構使われているかと思うんですが、その中でこの住民サービスがなくなるという、今、理解になるんですけれども、それでいいんですかね、住民サービスの低下にはならへんのやろか。生活保護者はテレビを見れない、そういうふうなことにならないのかな、お聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の条例廃止案につきましては、あくまで加入分担金というもので、民間移行後は、このような費用はないということでございました。ただ、4月以降、テレビの利用料につきましては毎月発生してまいります。それにつきましては、今現在は高度情報ネットワークの約款のほうで生活保護世帯につきましては免除させていただくといった措置を取らせていただいております。これにつきましても、当初予算のほうで御審議をお願いするところでございますが、引き続き同様の施策といったもので免除等をさせていただきたいというふうに予定をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

議案第7号の笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件で、2ページの第2条の「一般会計歳入歳出予算で定める額」、「基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てる」とありますが、この基金は残高はあるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

高度情報ネットワーク整備基金につきましては、現在残高はございます。ちょっと金額については手持ち資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第5号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条

例の件の討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第5号、笠置町高度情報ネットワーク施設加入分担金等徴収条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例の件の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第6号、笠置町高度情報ネットワーク施設の設置に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第7号、笠置町高度情報ネットワーク整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第11、議案第8号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第8号の御説明を申し上げます。

議案第8号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

令和3年2月13日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の定義が変更されたため、国民健康保険条例の附則について改正するものです。施行は公布の日からとなります。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第8号、笠置町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表2ページを御覧ください。

第16条第2項中「納額告知書」とあるのを「納入通知書」に文言整理させていただきます。

続きまして、附則第1項、中段下の「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」とあるのを、「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」というふうに定義が変更となったものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第2項で、傷病手当金の額を定めたものですが、4行目「就労日数で除した金額」とあるのを「就労日数で除して得た額」に、その2行下の「10円に切り上げるものとする」とあるのを「10円に切り上げた額」に、中段「1円に切り上げるものとする」を「1円に切り上げた額」に文言整理をしております。

続きまして、下段、標準報酬月額 30 分の 1 に相当する金額について、端数があるときの表示を追加させていただいております。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第8号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第12、議案第9号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第9号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

令和3年度から国民健康保険税の賦課税率について、医療分に係る資産割を廃止し、所得割を 100 分の 4 から 100 分の 3 に引き下げ、介護分に係る所得割を 100 分の 1.2 から 100 分の 2.2 に変更するものです。施行は令和3年4月1日からです。御承認いただきますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第9号、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分の3種類に分かれており、それぞれ所得割に応じた徴収を行う所得割、保有の資産に応じて徴収を行う資産割、1人当たりに応じて徴

収を行う均等割額、1世帯当たりに応じて徴収を行う平等割額から構成されております。当町では医療分のみ資産割を導入しております。

現在、京都府では将来に向けての保険料の統一の話が出ており、具体的にどのように統一するのは前向きに検討する段階に来ております。最近の傾向としまして、資産割をなくす団体が増えていることから、令和3年度から資産割をなくすために提案をさせていただきます。

こちらは新旧対照表の3ページ、第2条第2項の「資産割額並びに」の削除と、4ページ、第4条の削除の部分に該当します。

続きまして、当町では平成30年度から3年間、保険税率等を据置きしておりましたが、来年度の保険税は最も軽減のかかっている方の負担が増えないよう、また全体の保険税額が抑えられるように試算いたしました。医療分においては、医療費に充てるための納付金に充てられますが、療養給付費は3年間、少しですが減少しております。これにより所得割率を下げるのが可能であると判断し、医療分の所得割額を「100分の4.0」から「100分の3.0」に下げることがを提案いたします。こちらは新旧対照表の4ページ、1行目の第3条第1項の部分に該当します。

続きまして、介護分の説明をします。

40歳から65歳までの方から徴収する介護分においては、徴収した金額は、そのまま介護保険サービスを支援する納付金に充てられ、現在、介護に要する費用は年々急増しております。このため医療分で下げた1.0%を介護分にそのまま上乘せさせていただくことを提案したのが、4ページ下段の第8条の部分になります。

笠置町の1人当たりの保険税調定額は、京都府内で低いほうから2番目となっております。今後、京都府での保険料の統一を考えると、最も軽減のかかっている保険税がさらに下がってしまうことは避けたいと考えております。

なお、これらの内容につきましては、1月29日に開催いたしました国保の運営協議会で御審議いただき、了承をいただいております。その他の部分につきましては文言整理でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第9号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第13、議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) それでは、議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日付で公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。施行日は令和3年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(大西清隆君) 失礼いたします。

議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件につきまして御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、居宅介護支援事業者のハラスメント対策や感染症対策など、国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、6ページを御覧ください。

まず、目次の部分でございます。第5章の次に「第6章 雑則」を追加しているものでございます。

第3条第3項につきましては、指定居宅介護支援事業者の根拠法を定義しているところでございます。

次のページを御覧ください。

第5項につきましては、事業者に対しまして人権擁護、虐待防止に関する体制整備についての記載を追加しているものでございます。

同じく第6項につきましては、ケアプラン作成に当たっては、国が公表する介護関連の情報を活用する努力義務の規定を追加しているものでございます。

続きまして、第6条第2項の7ページの下段です。この部分につきましては、事業者については、ケアプランにおける各サービスの割合や提供回数等の説明を利用者に行いなさいという規定を追加しているものでございます。

8ページの下段です。

第15条の第9号の一番最後のところ、「テレビ電話装置その他」のところでございます。これにつきましては、感染症の感染防止の観点から、テレビ電話などを使用しての会議を行うことができるという規定を追加しているところでございます。

続きまして、10ページの下段でございます。

第15条の第20号の2で、新たに追加しているところでございます。ここにつきましては、訪問介護が大部分を占めるケアプランにつきましては、その利用の妥当性などを検証する仕組みを追加しているところでございます。

次に、12ページの中段です。

勤務体制の確保等のところでございます。第21条の第4項を追加しております。内容につきましては、事業者に対して適切なハラスメント対策を求める規定を追加しているところでございます。

次に、第21条の2でございます。この部分につきましては、災害や感染症が発生した場合につきましても、必要なサービスが継続して提供できるよう、計画の策定や研修の実施を義務づける規定を追加しているところでございます。

次に、13ページの第23条の2でございます。この部分につきましては、感染症対策に関する委員会の設置や指針の整備などの規定を追加しているものでございます。

第24条第2項につきましては、運営規定等の重要な事項については閲覧可能な状態で据え置くことで掲示に代えることができるという規定を追加しているところでございます。

次に、14ページの第29条の2、この部分につきましては、虐待の発生等を防止するための委員会の開催、また研修の実施などを義務づける規定を追加しているところでございます。

第29条の2の次に、第6章 雑則を追加しております。その中の第33条、電磁的記録等につきましては、事業者におきまして、記録の保存等については電磁的な対応を可能とする規定を追加しているところでございます。

次に、15ページ、下段の附則でございます。施行日は令和3年4月1日からとさせていただいております。ただ、第15条の第20号の2、10ページの部分の第20号の2につきましては、令和3年10月1日からの施行とさせていただいているところでございます。また第2条につきましては虐待防止に関する規定の経過措置、第3条につきましては、業務継続計画に関する規定の経過措置といたしまして、令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けているところでございます。

そのほかの部分については文言整理等でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

このテレビ電話等で会議ができるという部分があるねんけど、実際にそういうケースって、何かあったほうがいいみたいなのが出ているのか。それとも、ほかの町村のほうも、そういうふうなことをつくったから、これをつくるような流れ。それとも、笠置でもそういうケースがもう声が上がっているみたいところで条例を改正するようになったのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、条例の改正につきましては、国の基準の改正を基に、全て改正しているものでございまして、国の基準にこういった内容が今回入ってきたという流れでございます。ただ、事業者間同士の連携といいますのは、もう既にテレビ電話等を使いながらやられているケースもございます。

以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

テレビ電話等、結構もうポピュラーに会議としても使われていますし、それこそ家族の面会であったりとか、いろんな多種多様に使っていけると思うので、町としても、そういう知

識とかスキルを身につけて、どういうふうにも、プロがやる以外に、町のサービスとして、こういうものが提案できるとか、前向きな条例を使う手段を、また考えていってほしいなと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御指摘でございます。

この間、コロナの関係で、そういった形でいろいろ実際に会わなくても、いわゆるズームなどを活用した中で連携を取ってやっていっている状況でございます。私もまだまだその辺の知識は浅いところでございますが、今後、そういったことも増えてくると思いますので、しっかり勉強した中で進んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第10号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第14、議案第11号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第11号、笠置町介護保険条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

令和3年4月から新たな介護保険事業期間に入ることに伴い、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、令和3年4月からの3年間の介護保険事業に要する給付費を算定した結果、保険料の変更をいたしたく改正を行うものです。施行日は令和3年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第11号、笠置町介護保険条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、令和3年度から5年度の3年間の介護給付費の見込額を算出しまして、算出した見込額に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるために所要の改正を行うものでございます。

事前に、議案第11号の参考資料という一覧表をお渡しさせていただいているかと思しますので、そちらのほうも御覧いただきながら見ていただければと思います。

では、議案書の3ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、第8条の本文でございます。「平成30年度から令和2年度まで」の保険料のところを、「令和3年度から令和5年度まで」の保険料に改正しているところでございます。

次に、第8条第1号、ここから保険料の部分になります。第8条第1号につきましては、一覧表でいいますと第1段階のところになります。保険料「3万9,840円」を「4万1,880円」に改正しております。年額で2,040円の上昇となっております。

第2号では第2段階の保険料になります。「5万1,840円」を「5万4,480円」に改正しております。年間で2,640円の上昇となっております。

次に第3号、ここにつきましては第3段階の保険料になります。「5万9,760円」を「6万2,760円」に、年間で3,000円の上昇となっております。

次に第4号、第4段階になります。「7万1,640円」を「7万5,360円」に改正しております。年間で3,720円の上昇となっております。

次に第5号、第5段階になります。「7万9,680円」を「8万3,640円」に改正しております。年間で3,960円の上昇となっております。

次に第6号、第6段階になります。「10万3,560円」を「10万8,840円」に改正しております。年間で5,280円の上昇となっております。

また、第6号のイの部分につきましては、保険料算定に用います合計所得金額につきまして、税制改正に伴う不利益が生じないように改正しているところでございます。

4 ページを御覧ください。

4 ページの下段、第7号、これが第7段階の保険料になります。「11万1,480円」を「11万7,120円」に改正しております。年間で5,640円の上昇となっております。

続きまして、第8号、第8段階の保険料になります。「13万5,360円」を「14万2,200円」に改正しております。年間で6,840円の上昇となっております。

次に第9号、第9段階の保険料になります。「15万1,320円」を「15万9,000円」に改正しております。年間で7,680円の上昇となっております。

次に第10号、第10段階の保険料になります。「16万7,160円」を「17万5,680円」に改正しております。年間で8,520円の上昇となっております。

次に、6 ページをお願いいたします。

第11号、これは第11段階の保険料になります。「18万3,120円」を「19万2,480円」に改正しております。年間で9,360円の上昇となっております。

続きまして、第12号、第12段階の保険料になります。「19万9,080円」を「20万9,160円」に改正しております。年間で1万80円の上昇となっております。

最後に、第13号、第13段階の保険料になります。「22万2,960円」を「23万4,240円」に改正しているところでございます。

次に、第2項、第3項、第4項では、保険料の軽減について規定しているところでございます。

第1段階、第2段階、第3段階につきましては、今御説明させていただきました保険料になるんですが、個々の規定によりまして、一覧表で言いますと括弧書きの保険料が適用されるという形になります。

まず第2項では、第1段階の保険料の軽減といたしまして、「2万4,000円」を「2万5,200円」に改正しております。年間で1,200円の上昇となっております。

第3項、これは第2段階の保険料になりますけれども、「3万1,920円」を「3万3,480円」に改正しております。年間で1,560円の上昇となっております。

次に第4項、これは第3段階の保険料でございます。「5万5,800円」を「5万8,560円」に改正しております。年間で2,760円の上昇となっております。

最後に8 ページでございます。

附則のところ、新型コロナウイルスの定義が変更されたことに伴いまして改正を行って

いるものでございます。最初に説明するべきでございましたが、今回の保険料につきましては、町長からの説明もございましたとおり、3年間分の介護給付費の総額を算定いたしまして、その介護給付費の23%分を65歳以上の方の保険料で賄うという介護保険制度となっております。前期間の3年間と比べまして、3年度からの計画につきましては、給付費につきまして約1億円の上昇を見込んでおりまして、それに伴いまして保険料も今回上昇しているという流れになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今回、保険料の引上げということで提案がされています。最も低い下から3つの段階までについては軽減措置ということが取られていますけれども、それでも上昇になっているということです。特に一番下の3つの段階というのは、本人が住民税非課税、そして世帯としても非課税であるという条件であり、一番低い段階では、本人の公的年金収入の金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の人ということで、大変その収入が低い人であるということです。こういう中で引上げというふうになっていますけれども、その生活実態ですね、具体的に笠置町の住民の方の支出状況であったり、そうした生活状態というのは、どこまで把握をされているのか。

それと、背景には当然、国の制度の問題がありますので、国もしくは京都府に対しても、この介護の制度、保険料も含めて軽減の要望等、何か改善を求めるなどの取組などはされてきたのか、その点お伺いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今回の保険料算定につきましては、介護保険事業計画というものを策定した中で、給付費等の見込みを出し、保険料を決定しているところでございます。計画策定の段階におきまして、住民アンケート等を取らせていただいた中で、住民の方の今後の要望等につきまして、一定把握は、サービス内容等でございますが、把握はさせていただいているところでございます。

また、保険料を決める段階のときに、この段階に何人の被保険者がおられるというところで計算をさせていただいた中で保険料を決定させていただいているところでございます。次

年度におきましては、やはり第1段階に属される方が一番多いというところで算定させていただいております。1段階、2段階、3段階、所得の低い方につきましては軽減させていただいているというところがございます。

向出議員、おっしゃっていただいたように、一定、国のほうで標準的な率というのが決められておまして、その中で第1段階の方は基準額に対してその率を掛けて保険料を出すという形でやっております。要望等はやっているのかというところがございますけれども、定期的、介護保険の策定する中で、京都府とのヒアリングが3回程度ありました。その中では、やっぱり軽減するためには、その財源も伴わないといけないところなので、京都府とのヒアリングの中ではそういった話はしておりますけれども、正式な要望という形で出しているというところは現在やっていないというところがございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。向出議員。

反対ですか、反対討論。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第11号、笠置町介護保険条例一部改正の件について反対討論をいたします。

この介護保険料は、先ほども話がありましたように、国の制度において標準率があり、それに基づいて、一定、自治体もその基準に基づいて策定しているという面があります。ですから、第一義的には国の制度の問題があるというふうに考えています。

一方、具体的にこの保険料を決めるのは、自治体の条例によってとなります。私自身は、税と保険料は全く同一ではありませんけれども、生計費の非課税の原則、すなわち生活に影響を与えない、生活費には税金をかけない、負担をかけないという原則であったり、また所得が高いほど負担をしていくと、そういう原則を基準にして、税、保険料の率、額を決めていくべきだというふうに考えています。一定の所得の高いところであれば、財政、この保険の運営の状況から引き上げるということも場合によってはあるかと思っておりますけれども、大変厳しい、低い所得、収入の状況の方にも、一定、絶対額としてはわずかに見えますけれども、やはり負担をいただくということは問題ではないかと考えています。

地方自治、この笠置町からも抗議の意思を表示したいと思っておりますので、この議案に対しては反対を表明して討論といたします。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第11号、笠置町介護保険条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第11号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第15、議案第12号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第12号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

国が定めます指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。施行日は令和3年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第12号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、先ほどの議案第10号、これは居宅介護支援事業者に対する基準でございましたが、第12号につきましては、介護予防支援事業者の運営について

の基準になっております。内容は同様にハラスメント対策や感染予防対策など、国の基準が改正されたことに伴います所要の改正を行うものでございます。

新旧対象表で御説明させていただきますので、8ページを御覧ください。

目次の部分につきまして「第8章 雑則」を追加しております。

次に、9ページを御覧ください。

中段、第4項の後段、介護予防支援事業者が連携を行う事業者に障害福祉関連の事業者を追加しているものでございます。

次の第5項につきましては、事業者に対しまして人権擁護、虐待防止措置に関する整備についての記載を追加しているものでございます。

次の第6項につきましては、ケアプラン作成については、国が公表する介護関連の情報を活用するという努力義務の規定を追加しているところでございます。

10ページの中段、第6条第3項につきましては、利用者に入院等の必要が生じたときの対応について追加しているところでございます。

次に、12ページの一番下のところでございます。運営規程の中に、第6号といたしまして、「虐待防止のための措置に関する事項」を追加しているものでございます。

次に、13ページをお願いします。

第20条第4項といたしまして、事業者に対して適切なハラスメント対策を求める規定を追加しているところでございます。

また、その下の第20条の2といたしまして、災害や感染症が発生した場合につきましても、必要なサービスが継続して提供できるよう、計画の策定や研修の実施を義務づける規定を追加しているものでございます。

14ページの第22条の2につきましては、感染症対策に関する委員会の設置や指針の整備、研修の実施などの規定を追加しているところでございます。

第23条につきましては、運営規程等の重要事項につきまして、閲覧可能な状態で備え置くことで掲示に代えることができる規定を追加しているところでございます。

15ページをお願いいたします。

第28条の2につきましては、虐待の発生防止をするための委員会の設置や指針の整備、研修の実施を義務づける規定を追加しているところでございます。

16ページの中段、第9号につきましては、ケアプラン作成の際のサービス担当者会議におきまして、利用者の同意があれば、テレビ電話等利用できる規定を追加しているところで

ございます。

17ページの第13号につきましては、サービスの提供状況や利用者の状態に関する報告についての記載を追加しているところでございます。

第14号の2につきましては、サービス提供事業者から利用者の情報提供を受けた際には、口腔機能など情報提供を利用者の同意を得て主治医等に提供するという規定を追加しているところでございます。

18ページの第16号のイの部分でございます。ここにつきましては、通所介護事業所が総合事業に位置づけられましたことによりまして、改正後につきましては、「指定介護予防通所介護事業所」は削除させていただいております。また、通所リハビリテーション事業所につきまして、定義づけをしっかりとさせていただいているところでございます。

次に、20ページを御覧ください。

第32条第21号の2といたしまして、利用者が医療サービスを希望している場合につきましては、ケアプランを主治医等に交付する義務を追加しているところでございます。

20ページの一番下では、「第8章 雑則」を追加しております。雑則の中の第35条におきましては、事業者における記録の保存につきましては、電磁的な対応を可能とするという規定を追加しているところでございます。

22ページの附則でございます。施行日につきましては、令和3年4月1日からとさせていただきます。また、第2条では、虐待に関する規定については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けております。

23ページをお願いいたします。

第3条につきましては、業務継続計画の策定に関する規定と、第4条では、感染症予防に関する措置についての規定、それぞれの規定につきましても、令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第12号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第12号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時06分

再 開 午後2時20分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長(大倉 博君) 日程第16、議案第13号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第8号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第13号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第8号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ8,438万8,000円を減額し、総額を20億4,846万4,000円とするものです。

歳出の主なものでは、総務費では高度情報ネットワーク整備事業において、南山城村と共同整備部分の案分を行ったことによる減額等を行っております。民生費では、障害者自立支援費や事業費の確定等による減額等を行っております。教育費では、相楽東部広域連合教育費分の負担金額の確定による減額等を行っております。また、各費目における事業費の確定による減額等を行っております。

歳入の主なものでは、国庫支出金では、交付額確定等による減額、町債では、事業費の確

定に伴う減額となる一方、ふるさと納税による増額、また地方交付税、諸収入の増額により財政調整基金繰入金を減額しております。御審議いただき承認願いますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第13号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件について説明をさせていただきます。

説明に入らせていただく前に、今回の議案の内容に一部訂正がありましたことについておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、町長から説明させていただいたとおり、8,438万8,000円を減額し、総額を20億4,846万4,000円とするものでございます。

なお、給与や職員手当、共済費など人件費に関わるものについては精査したものでございますので、各費目における説明は省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

総務財政課からは、歳入と議会及び総務財政課所管の歳出予算について御説明いたします。まず、議案書の13ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金では、額の確定に伴い、19万6,000円を計上させていただいております。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では、財源留保しておりました普通交付税の金額を計上させていただいております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、事業費見込みの減に伴い、344万7,000円を減額いたしております。

2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金において、事業の実施見込み減に伴いまして191万9,000円を減額いたしております。

14ページをお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、2目民生費府負担金では、国庫負担金のところでも説明させていただいたとおり、事業の実施見込み減に伴いまして、合わせまして170万円の減額をしております。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金では、これにつきましても国庫補助金のところでも説明させていただいたとおり、事業の実施見込み減に伴いまして43万

8, 000円を減額いたしております。

2目民生費府補助金では、補助金額の確定や老人医療助成など支出見込額の減に伴いまして97万9,000円の減額を行っております。

15ページをお願いいたします。

18款寄附金、1項寄附金でございます。寄附金につきましては、ふるさと納税がございましたので、合わせて221万6,000円を増額計上させていただいております。

19款繰入金につきましては、歳入の確保ができたということで7,220万9,000円を減額いたしております。

21款諸収入、2目雑入におきましては、市町収支残返還金につきましては、住宅新築資金管理組合からの収支残の返還金で802万9,000円を計上させていただいております。

また、22款町債につきましては、事業実施見込み減や国との協議に伴う精査をさせていただき減額しておりますが、2目総務債のうち3節の一般事業債につきましては、庁舎の耐震工事に伴う借入れを予定しております。また7目減税補てん債につきましては、地方消費税交付金やゴルフ場利用税交付金等の減収分を踏まえ354万7,000円を計上させていただいております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では、備品購入費として4,000円減額させていただいております。これは実績に基づいて4,000円の減額となっております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。7節報償費では、返品つきふるさと納税の増に伴い、返礼品購入費として10万1,000円を増額させていただいております。8節の旅費におきましては、会議等の中止、リモート会議等の増加に伴いまして51万円の減額をさせていただいております。

18ページでございます。

3目財政管理費では、ふるさと納税の増に伴い、積立金を221万7,000円増額をさせていただいております。

5目財産管理費では、11節役務費では、災害時における社会福祉協議会との福祉車両を利用することができる協定を結んでおりますが、その保険代として計上をさせていただいております。委託料では、PCB使用照明器具調査委託費について減額をさせていただいております。

6目企画費のうち総務財政課が所管する分につきましては、1節報酬で80万9,000円のうち39万2,000円、11節の役務費で5万8,000円、12節委託料のうちシステム改修費33万円分につきましては、特別定額給付金事業実績に伴う減額を計上させていただいております。

19ページをお願いいたします。

8目の防災諸費でございます。木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修事業につきましては、本年度、申込みがございませんでしたので、歳出分として減額をしております。

続きまして、20ページ、下段をお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、2目町議会議員選挙費でございます。これにつきましては、実績に伴い158万4,000円の減額をさせていただいております。

次に、21ページをお願いいたします。

21ページ下段、2款総務費、5項統計調査費でございます。3目工業統計調査費、4目経済センサス調査区管理費、5目農林業センサス調査費につきまして、実績等に伴っての減額で計上をさせていただいております。

少し飛びまして26ページをお願いいたします。

26ページ中段、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費では、今年度操法大会が中止となったため、その関連費用を減額いたしております。

下段、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、相楽東部広域連合負担金(教育分)の額の確定に伴い573万円を減額いたしております。

27ページをお願いいたします。

2項文化財保存費、1目文化財保存費では、事業実績に伴いまして37万円の減額をいたしております。

それから少し戻っていただきまして、7ページをよろしくをお願いいたします。

7ページ、第2表といたしまして、継続費の補正を上げさせていただいております。今回、補正予算に減額をさせていただいておる関係で、年割の金額を2年度分につきまして9,075万円から4,500万円に変更させていただいております。

また、8ページ、3表繰越明許費におきましては、今年度事業分につきまして、来年度、令和3年度への事業ということで、各事業につきまして繰越明許費の設定をさせていただいております。総務財政課所管におきましては、3段目の庁舎耐震改修事業につきましては、改修事業に併用して、耐震性を考慮しながらの設計をしていたため時間を要しましたことに

に伴い、来年度への繰越明許ということで設定をさせていただいております。

また5段目、2款総務費、1項総務管理費におきましては、防災マップ作成事業ということで、京都府からの情報が3月という予定でしたか、現時点でまだ情報が3月中ということですが、3月中での作成というのが終わらないということで、繰越明許費の設定をさせていただいております。

それから、9ページでございます。

9ページ、第4表では地方債の補正ということで、今回、補正計上させていただいたものにつきまして、この表での限度額の設定ということで補正を上げさせていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、税住民課所管のものについて説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税費、税務総務費といたしまして207万9,000円の減額となっております。

20ページ、18節の負担金補助及び交付金で170万5,000円の減額となっておりますが、そのうち地方税機構の負担金が額の確定となりましたので170万1,000円を減額して計上させていただいております。

中段、3項戸籍住民基本台帳費では57万1,000円増額を計上させていただいております。12節委託料といたしまして、戸籍システムの改修委託でございます。13万2,000円ですが、附票システムとの連携を行うために現システムを改修するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、通知カード・個人番号カードの受託事務交付金といたしまして44万8,000円増額となっております。令和2年度の当初予算で計上していたマイナンバーカード・個人番号カードの発行枚数より、かなりの発行が令和2年度ございましたので、それに係る事務費を地方事務機構に対して44万8,000円支払うものでございます。ちなみに個人番号カード、現在の時点で住民の交付率が24%と上ってきております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、繰出金といたしまして3万3,000円増額としております。国民健康保険特別会計への繰出金で3万3,000円計

上いたしております。

続きまして、24ページ、上段でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費で192万3,000円を減額しております。うち委託料といたしまして一般廃棄物の処理計画の策定業務を今年度行っておりますが、随意契約となりまして減額となったものでございます。190万3,000円の減額を計上させていただきます。

以上、税住民課所管の予算について説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

予算書の22ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で670万3,000円減額させていただきます。主なものといたしまして、支出見込額によります減額で、扶助費で700万円減額しているところでございます。障害者自立支援給付費につきましては700万円のうち500万円減額しているところでございます。これも支出見込額によるものですけれども、特に生活介護のサービス、これは生産活動の機会の提供に係るサービスでございます。このサービスと就労支援、就労する機会の提供に係るサービスでございます。主にこの2つのサービスが減額しているものでございます。

同じく4目老人福祉費で203万円減額しているところでございます。扶助費といたしまして、老人医療費支給事業で100万円、これも支出見込額による減額でございます。それと介護保険特別会計繰出金で103万円の減額をしているところでございます。

次のページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費で22万5,000円減額しております。これにつきましては、休日応急診療所分の負担金の額が確定したことに伴います減額になっております。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、商工観光課所管の歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の17ページを御覧ください。

下段の2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、10節需用費の燃料費で27万6,000円を減額しております。こちらは循環バスの燃料費を、これまでの実績に基づき精査しての減額でございます。

次の20ページをお願いいたします。

2目文書広報費の13節使用料及び賃借料で13万3,000円を計上しております。こちらは笠置町ケーブルテレビによる地上デジタル放送並びにBS放送の再放送に伴う日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文芸家協会の文芸3団体への著作権使用料の支払いが必要となったものでございます。

同じページ、6目企画費の10節需用費で638万9,000円の減額となっております。内訳では、商工観光課並びに地域おこし協力隊員が使用する公用車の燃料費が、これまでの実績に基づく精査で22万7,000円を減額し、光熱費でもいこいの館の電力会社の変更や、空調用の灯油使用料の減少により616万2,000円を減額するものでございます。

12節の委託料では、河川のオープン化の検討会を行うための社会実験が新型コロナの影響で実施できなかったため、かわまちづくりコンサル委託料300万円を減額するものと、次のページになりますが、一番上の行でございます。設備管理委託につきましては、いこいの館の保安委託やキュービクルの保守、エレベーターの保守などが契約実施により44万7,000円減少したものでございます。

同じく13節使用料及び賃借料では、いこいの館の看板設置に係る土地使用料の支払いが必要となったため12万円の増額と、公用車2台が期間満了に伴います再契約で、月額リース料が減少したことにより12万9,000円を減額するものでございます。

次に、同じページの9目通信施設管理費の12節委託料では、関西電力柱の移設に伴う高度情報ネットワークの光ケーブル移転業務委託として57万8,000円を、13節使用料及び賃借料では、切山受信点の土地使用料の支払いが必要となったため2万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金では、高度情報改修負担金4,575万円を減額しております。これにつきましては、笠置町高度情報ネットワークの民間移行事業の中で、主に笠置町、南山城村までのエリア拡張に伴う光ケーブル連絡線の整備に係る経費約8,900万円が南山城村との共通整備となるため、案分による費用負担を行うことで減額となったものでございます。

次に、予算書の25ページをお願いいたします。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費では、1 2 節委託料で観光案内所運営委託の費用 3 0 万円を減額しております。外国人旅行者向けの観光案内などを予定していたところですが、新型コロナの影響で旅行者が減少したことにより実施を見送ったものでございます。

同じく 4 目産業振興会館費の 1 0 節需用費の光熱水費でも、電気料金など、これまでの実績に基づき 9 0 万 6, 0 0 0 円の減額を行うものでございます。

商工観光課の所管部分につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

2 3 ページ、衛生費、診療所費で、広域事務組合、この休日診療なんですけれども、金額確定したということですが、今、利用のほうはどういうふうな状況、年間何人ぐらいが使われているのか。もし少ないようでしたら、どうやったら、この休日診療の利用が伸びるのか、利用促進などは検討されているのかどうかお聞きします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、利用者数なんですけど、ちょっと資料がございませんけれども、笠置町からの利用につきましては、年間 1 0 人までの利用になっています。広報につきましては、広報紙に診療日等を掲載しているのみとなっております。広報が足りないのかも分らないです。ただ、そうですね、今後の広報のやり方につきましては、広報紙のみならず、またほかのホームページなり、違ったやり方の検討も必要になってくると思います。場所的なもので、相楽会館で遠いというのものもあるのかもしれませんが、やっぱりやっていたところ、皆さんに活用していただいて何ぼというところもありますので、また積極的な利用促進に関わる広報をやっていければと考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

これは総額、この休日診療に係る経費は幾らでしたっけ、今、町が負担しておる部分。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

総額なんですけど、申し訳ないです。今回これ減額させていただいているんですけども、

今ちょっと資料を持ち合わせてなくて申し訳ございません。後ほどお伝えさせていただきます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

たしか200万円ぐらいだったかと思うんですけども、それぐらい年間かかるんですね。200万円に対して利用されている町民さんが10人未満ということ、担当課としてどう考えているかということやと思うんですよ。今後はコロナもあって、いろんな困難はあったと思うんですけども、これは継続事業でずっとやっていて、多分年間平均同じぐらいの人やと思うんですよ、使ってはる利用者さんって。それに対して200万円の経費が高いのかどうか、公共事業なんで、そこは非常に難しいことやと思うんです。朝、町長の議案にもありましたように、町の財源は乏しいということは確実に明確化されていて、その中で10人未満の利用者に対して200万円、年間投じているという実績が上がっているということも、やっぱり担当課としてどういうふうな方向性を示すのかということを示す提示できないと駄目なときにも来ているんじゃないのかと思います。どういう広報がということもあると思うんですけども、それこそ今までのやり方では駄目だということは明確化しているので、本当にいろんな地域の、何というのかな、こういうタイプのことをやっている自治体もありますし、創意工夫をやっている自治体もあるでしょうし、どういったものが笠置とマッチングするのかということを中心に議論して、この200万円をどう使うかということを中心に示していただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

費用に対して効果がどれぐらいあるのかというお話かと思いますが、利用していただいている方につきましては少ない人数でございますけれども、やはり休日の診療というのは必要なところかと思いますが。分担金につきましても、今教えていただきました200万円程度支払った中で10人しか利用していただけていないというのが実情でございます。今、坂本議員、おっしゃっていただいたように、一般的な広報紙だけでなく、笠置にとってどんな広報のやり方がいいのかということを考えながらやっていける広報、利用促進を行っていきたくとまた考えておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 他に質疑はありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

19 ページの支障支線移転移設なんですけれども、先ほど関西電力の電力柱ということで、高度情報ネットワークの関係と言われましたけれども、こうした関係費用の工事については、KCN 京都のほうにお渡ししているほうで基本的には工事関係はやっていただいて、お金を渡していくという形で聞いていたかと思うんですが、それとの関係で、この工事はそれは対象外だということだと思ってしまうんですが、そのあたりについて説明を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この支障支線移転移設につきましては、今、向出議員、おっしゃっていただきましたとおり、現在の高度情報ネットワークの光ファイバーケーブルでございますが、関西電力さん、並びに NTT 柱などに二次占用という形で共架させていただいております。その本体となります電柱のほうで、何らかの事情により移転となった場合、共架させていただいております。占用者側のほうでその費用を負担するというようになっておまして、今回、笠置町のほうで費用負担をするということになっております。これが4月以降になりますと、この光ファイバー線を民間事業者のほうへ譲渡する関係で、以降、このようなケースがあった場合には、移行先の事業者のほうで負担するというようになってまいります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

18 ページ、企画費で、かわまちづくりコンサル委託料が300万円減額になっていますが、これはコロナに基づいてというような説明やったと思うんですけれども、来年度は、じゃ、このままの予算で計上されるんでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の質問にお答えをさせていただきます。

本年度当初でしたら、社会実験ができた場合、オープン化の要望でありますとか、例えばこれが指定管理制度というふうなものになれば、そういったものの公募に係る事務支援というものを委託しようとしていたものでございます。先ほど申し上げましたとおり、コロナによる影響で実証実験、募集はしておりましたが、応募がございませんでした。令和3年度に再度、中身を見直す必要はあるかと思ってしまうんですが募集をした中で、このような業務を来年

度の予算のほうで、また、ちょっと若干この事業名というのは変更させていただいておりますが、当初予算のほうでも御審議を願う予定をしております。よろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今年度、ふるさと納税、税収アップしたということですが、笠置は最終的に何品目ぐらい目指しているのか。そういうことは町の中で検討されているのか。多いところで100品目超えるところもあるんですよ、自治体によってはね。数が多いからいいか悪いかというものではないと思うんですが、町が今回、税収アップということで、今後の取組、どのように考えておられるのかお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいま坂本議員の御質問です。

議員、おっしゃるように、今回、返礼品付きのふるさと納税をさせていただいたことによって、数多くの方から寄附金のほうを頂きました。それから、地域おこし企業人を中心として、物品の返礼品の掘り起こし等もさせていただいております。現在、町においては企業人を中心として、各課の職員でのプロジェクトチームということで、今後の取組方法、取組などを検討している状況でございます。

ただ、町として、今一定どこまでといいますと、なかなか難しいものはあるんですけども、ふるさと納税を通じて、笠置町の魅力をアピールできていけたらなというふうには考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、僕、思うんですけども、来年度予算も組んであるじゃないですか。やっぱりそのときに明るい話題として、町はこう、ふるさと納税で税収を上げていくんやみたいな話が、当初予算の中で組み込まれてほしいなと思うわけですよ。笠置にも売れるもんがあって、確実にお客さんがついて喜んでくださっていると。それを伸びていく事業にするにはどうするのか。

端的にキャンプ場、8日にオープンしましたけれども、休日ぐらいのにぎわいが見られていると。これはもう安易に誰もが見て分かる。実は僕も8日、9日でキャンプしに行きました。そこで利用されているお客さんとも会話しました。やっぱり来られている方がびっくりするぐらい、みんな平日なのに大丈夫なのかと、行っている自分もそう思われていると思う

んですけれども、それぐらいキャンプしている人が驚くぐらい利用されているんですよ。

その中で、じゃ、笠置の強みってどこなのかということ、町としてももうちょっときちんとそこを見定めて、公助の部分でどういう支援ができるのか。他の自治体はどういうことを支援しているのか。知恵なのか、情報なのか、何をどうすれば事が動くのか。ヒト、モノ、カネがどう廻っていくのかということ、やっぱり議会に対して、町民に対して、提示していけないといけないと思うんですけれども、そのあたりについて、今現時点で、今、答弁いただいた内容であったら、ちょっと先細りしそうというか、現行、世の中はもう全てできているぐらいの中で、今、必死で掘り起こしていついってどこやと思うんですよ。

でも、うち、まだヒットしているの1つなのかなみたいなぐらいですよ、この間、新聞に掲載されていた内容。それをどうやって町の確かな財源にしていくのか、もろ刃の剣やと思うんですよ、ふるさと納税って。その中でも町としては確実な財源に変わってくると。それこそ町長のお金切らんでも、これだけ自分らの知恵出したら、お金生めるんやということも一つの手段やと思います。その辺をほんま本気で考えないとだめだと思うんです。その辺の明るい提案が、企画から、総務から出てこない、この事業は進まないのかなと思っていますが、どうお考えですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

坂本議員、おっしゃるとおり、笠置町においては、昨年度から返礼品ということで、返礼品つきのふるさと納税を開始してもらいました。やはり先行している団体は数多く、もう日本全国にあるわけですので、そういった事例を学びながら、笠置町に取り入れられるものは取り入れて、またお話できるように検討させていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

先日、多分京都府で、町の企業と町外の企業が重なり合って事業をするときに補助が出るような決定があったと思うんですよ、最高500万円やったかな。特産品を作ったり、情報発信をしたりということに対して、京都府で可決されているはずなんです、僕、資料を持っているんですけれども。そういった情報やったりとか、そこで何ができるのか、何が生まれるのかという可能性を、やっぱり町の職員が楽しみに、町にあるものと都会でできるものを掛け合わせた中で、町のアイデンティティーを形成していくと、それが僕、政策やと思う

んですよ。

その中で雇用創造と中村ポトリーさんが缶詰を去年作ろうと一生懸命頑張っていたと。それが今、どうなっているのかということ町は知っているのかどうか。それを発展させるにはどうしたらいいのかとか、実情、動いている部分があったりとかするわけですよ。そういう情報を、やっぱり町はキャッチしないといけない。それに対して公助という部分はどういうことができるのかということ、やっぱり真に考えないと、せっかく京都府がそういう前向きなポジティブなお金をつくっているんやから、うちらみたいな町は、やっぱりそれを率先して取りに行く努力、知恵、発想を持たないと、これからはもっともっと苦しくなると。だから、どうやったら三方よし、四方よしというような構図を描いていけるのかということ、常に考えながら、町の情報、京都府の情報、外の持っている力がどうやって掛け合わさっていくのかということを検討していただきたく思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員からの貴重な御提案、大変ありがとうございます。

恐らく京都産業21において取り組まれる補助事業であると認識しております。3分の1を地元負担、3分の2を京都産業、京都府が支援するというスキームでございまして、地元企業10団体が集まれば300万円規模の事業ができる。それぞれの民間企業同士、民間事業者同士がコラボして、新しい製品、新しいサービスといったものを開発していけば補助金が出るというシステムでございまして。

それに関しましては、町として申請をさせていただく。申請母体は公共団体というよりも民間のところやさせていただくつもりでございまして、現在、商工会でありますとか、まちづくり会社と協議をいたしております。ぜひ、そういったお金を活用させていただきまして、先ほど御指摘のあった課題等にも対応させていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほど支障支線の移転のことで、何か理由をはっきりと、移転の理由について答弁がなかったかなと思うんですが、どういう理由で移転されることになったのかということと、今後同様の形で移転が見込まれる。要するに町として同様のケースで、こうした費用を見なきゃいけないことが起こり得るのか、もう今回で終わるのか、そのあたりのことを答弁いただきたいということ。

あと、ちょっと議題が変わるんですが、先ほどの休日診療の件で、広報だけではなくて、利用者の方の要望、声を聞くという取組も強化をしていって、改善点、できることがあればしていくという視点も必要なんじゃないかと思うんですが、その2つについてお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、支障移転となりました原因につきましては、民地に立てさせていただいている関西電力柱が、その民地の建物建築に関しまして移転する必要が生じたということでございます。ただ、この電柱には、先ほど御説明いたしましたとおり、現在の笠置町高度情報ネットワークの光ファイバーケーブルが共架させていただいております。今回、その電柱が移転するに伴いまして、共架しております光ファイバーも当然移設ということになってまいりますので、その費用を今回負担させていただくものでございます。4月以降につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、こういった幹線等の光ファイバーケーブルも、全て民間事業者のほうへ譲渡いたしますので、今後はこのような電柱の支障移転等があった場合でも、それは町のほうに費用が発生してくるということにはございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

休日診療所の利用者の声を聞くというところでございます。まず、相楽広域事務組合の中の医療担当課長会議の中で、笠置町の町民に限らず、利用者の声の聞き方なりを、また検討できないかなというところで、広域事務組合と相談した中で検討していきたいと思います。

また、町民の利用につきましては、利用の年齢層等もあると思います。例えば保育所なりで子供さん、例えば急に熱を出されるケースが多いかと思います。そういったときに利用された場合の、利用されたときの感想といいますか、そういったもの。また要望なりも機会を捉えてやれたらと思います。また、高齢者の方につきましても利用されるケースがあると思いますので、包括支援センターが行っている事業なりを捉えて、声を拾えていければというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

休日診療所の件は取り組みいただきたいということで了解いたしました。

それで、支柱の移転なんですけれども、どういう理由かお聞きしているんで、必要性が生じたということを言われたんですが、何か周辺のことですらいろいろ個人情報であったり、いろいろ情報上、配慮しなきゃいけないことがあるんであれば、これ以上はもう聞きませんけれども、気になりますのは、同一の理由で3月のうちに、同じ理由でまたこういう状況というのは、まず発生しないということでもいいのかどうかだけは少なくとも確認したいんです。4月1日以降については、もう民間業者がこういう事例については費用負担するということは理解したんですけれども、同一のような理由で、またいろいろ費用が発生しないということでもいいのかだけは、少なくとも答えていただきたいですし、もし、この移転の理由が明らかにできるのであれば、その点もお答えいただきたいなと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの向出議員さんの御質問にお答えをいたします。

移転の理由といたしましては、その当該敷地において建物を建築されるということになりまして、高さ的に現在の高度情報ネットワークの光ケーブルが建物に引っかかってくるというようなことで移転の必要が生じたということでございます。

あと、3月中にというようなお話でございましたが、こういった支障移転の場合は、事前に関西電力さん等から調査があつて、いつぐらいの時期にということで連絡が来ることになっております。今もう3月末までに関しましては、そういった支障移転の協議というものは来ておりませんので、3月中に同じようなケースが発生するということはないものと理解しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

24ページ、衛生費、塵芥処理費で委託料、廃棄物処理計画の策定業務が減額が190万3,000円、結構減額が大きいですよ。これは随意契約、廃掃法で認められているのは知っていますのであれなんですけれども、何でこんなに当初の予算額との差が開いたのか、ちょっと説明していただきたいなと。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

廃棄物の処理計画について、笠置町以外、同時期にといいますか、相楽東部広域連合については昨年度、それから笠置町、南山城村さん、和東町さん、3町村が今年度で策定を進め

ておりました。データの資料といたしまして相楽東部広域連合に提供いたしました資料が、そのまま同じ業者でございましたので、同じデータが使用できるというところで、その分の事業費が減ったというところがございます。当初予算では500万円近くあったもので、随意契約というところもありましたし、その資料、データのほうを活用できたということもありまして、金額がかなり抑えられたというところがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ラッキーだったという感じの部分があると思います。それで、この処理計画に当たっても、市町村でまた出るごみも違いますし、性質違うと思うんですよ。やっぱりこれもなるべく少ないほうがいいと思いますし、町独自でごみの政策に取り組んでいる自治体もたくさんありますし、やっぱり、ここの業務が自分たちの思いの部分が、きちんと委託業者に伝わるようになっていくのかどうかというのが、広域連合の流れから、そのデータで190万円削減できたこと。削減できたことは1つよしと。でも、そこの中に笠置町のごみの処理計画というものがどう反映されているのかというところまで、やっぱり担当課で詰めていっていただきたいなど。今の答弁だと、なかなかそこまではまだ行けてないのかなというふうな認識を受ける答弁だったんですけれども、課長、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問に対してですけれども、処理計画については、もちろん本体の連合さんも作成されておまして、3町村、整合性を図りながら独自色をというところで事業者とは話をさせていただいております。町の特徴はというと、なかなかないところもございますが、ごみの分別であったり、それから排出量の減量についてどうしていくかというところは、こちらもこういうふうな記載をしてほしいというところもございました。

概要版も含めて、成果物についてはもうじき上がってくると思いますので、また、こちらについても議員さんのほうに配布をさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

先日、課長のところにも相談に行きましたけれども、笠置町には野焼きの定義しかない。焚火の定義はいかがなものかという質問に行っただけですけれども、たき火の定義はなかった。笠置町においては、今、キャンプがブームで、確実にたき火ごみというのが出てくると。

これは保健所に確認したところ、個人が排出するたき火後に出てくる廃棄物というのは、これは一般廃棄物であるということは保健所から見解をいただきました。何が言いたいかというと、そのたき火した中に、直火オーケーですから、笠置の場合、バーベキューのごみやったりとか、廃材を燃やした後のくぎやったりとか、いろんなもんが混じっているわけですね。それがかまどを組んで直火でたき火をする。その後に、もう詰め込まれて、俗にたき逃げというんです、キャンプの用語でいうとたき逃げして帰る人がぎょうさんおると。これはもう不法投棄なんですよ、確実なね、個人が排出したごみやから。そこに対して、やっぱり自分らが、じゃ、どうしていくんかというものが、この計画に入っているのかといったら、多分ないと思うんですよ。

その辺までやっぱり、自分たちの町にはどんな廃棄物があって、どんなふう処理していくと、いろんな人から愛される町になるのか、自分たちも愛せる町になるのか、どの側面から見たときに、笠置町ってすばらしいなと思ってもらえるような、廃棄物1つにとってもそうやと思うんですよ。ただ単に委託料を投げれば、その計画ができるというものではなくて、その委託は自分たちの何を映すかというところまで考えた中で業務に当たっていただければ、すごくいい町になっていくと思うんで、次の段階は、そういうことも踏まえた中で、例えばこれが応援金でまたちょっと増えるのかも知れないですけども、その価値を見いだすのが仕事やと思うんですよ。そこのロジックをきちんと伝えられる、そういうような廃棄物の処理計画をつくっていただきたいなと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員からおっしゃっていただきました内容について、今後、十分検討していく中で、もちろん住民さんへのお知らせもそうですし、これからごみと申しますか、廃棄物の行政については環境を守るというところで、レジ袋の削減であったりとか、いろんなことが出ておりますので、住民さんにも御理解いただくような形で、笠置町として何ができるか、何をしていかなければいけないかというところを、来ていただく方にもそうですし、住民の方にも御理解していただいた上で進めていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第8号)の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第8号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第13号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第8号)の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後3時23分

再 開 午後3時36分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長(大倉 博君) 日程第17、議案第14号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第14号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億14万9,000円に歳入歳出それぞれ311万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億326万5,000円とするものです。

主な内容は、歳出、保険給付費、療養諸費及び高額療養費で341万円を増額計上しております。また、保健施設費では、人間ドックの決算見込みにより減額計上をしております。

よろしく御審議賜るようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長(石原千明君) 議案第14号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件につきまして御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費4万4,000円の減額、同じ

く11節役務費7万7,000円の増額計上をさせていただいております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費150万円の増額、同款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で191万円の増額計上をさせていただいております。こちらにつきましては、1件が500万円を超えるレセプトの請求が発生することにより計上させていただきました。

同款5項葬祭諸費、1目葬祭費10万円増額計上しております。

次に、9ページを御覧ください。

4款保健施設費、1項保健施設費、1目保健衛生普及費で42万7,000円の減額を計上しております。こちらは今年度4月から6月の人間ドック受診予定者だった方が、コロナの影響でキャンセルや変更内容などがあり、決算見込みにより減額させていただいております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金、1節保険給付費交付金、普通交付金で341万円の増額補正をさせていただいております。先ほど歳出で説明させていただきました財源充当分でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金3万3,000円につきましては、歳出で説明させていただきました総務費の財源充当分でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金として32万7,000円を減額計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ311万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億326万5,000円としております。

これで国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第14号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第18、議案第15号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第15号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ79万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億372万7,000円とするものです。

主な提案内容は、支出見込みによります保険給付費の減額と、介護給付費準備基金積立金の増額でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第15号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について御説明させていただきます。

予算書の8ページを御覧ください。

歳入につきましては、介護給付費の公費負担分となっておりますので、細部の説明は省略させていただきますと思います。よろしく願いいたします。

それでは、8ページの2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金では121万2,000円の減額、同款2項国庫補助金では75万8,000円の減額となっております。この国庫負担金、国庫補助金につきましては、それぞれ介護給付費、地域支援事業費の国庫負担分の減額となっております。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では215万7,000円の減額をさせていただきます。この分につきましては、2号被保険者の負担分の減額となっております。

ます。

5款府支出金、1項府負担金では105万6,000円の減額。次、9ページをお願いいたします。同款2項府補助金では16万9,000円の減額をさせていただいております。府負担金、府補助金につきましては、それぞれ介護給付費、地域支援事業費の府負担分の減額になっております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では103万円の減額をさせていただいております。5目その他一般会計繰入金につきましては、事務費分といたしまして1万1,000円の増額を計上させていただいているところでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では717万9,000円を計上しているところでございます。これは前年度繰越金でございます。

歳出の説明をさせていただきます。

10ページを御覧ください。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費で1万1,000円計上させていただいております。これにつきましては、先ほど可決いただきました介護保険料の改定に係りますパンフレットの作成料でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費 1目居宅介護サービス給付費では200万円減額させていただいております。支出見込みによる減額でございますが、主に訪問介護の利用の減となっております。

同款同項2目地域密着型介護サービス給付費で26万1,000円計上させていただいております。これにつきましては、新たに地域密着型サービスの利用者が増えたことによります増額でございます。

同じく3目施設介護サービス給付費で200万円の減額をさせていただいております。支出見込みによる減でございますが、施設の入所者の減少によります減額でございます。

同款2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では150万円の減額をさせていただいております。介護予防サービスにつきましては、要支援の方対象のサービスでございますけれども、これにつきましても支出見込みによる減額でございます。

次のページを御覧ください。

同じく4目介護予防サービス計画給付費では30万円の減額をしているところでございます。要支援の方のケアプラン作成代となっておりますけれども、これも支出見込みによる減額でございます。

同款4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費で56万4,000円計上させていただきます。この高額介護サービス費につきましては、自己負担の上限を超えた分を高額介護サービス費として利用者に支給するものでございます。

同款6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費で200万円減額させていただきます。これにつきましては施設入所の減額に伴いまして、こちらの特定入所者介護サービス費も減額させていただいているものでございます。

12ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援事業費では100万円の減額をさせていただきます。こちらも支出見込みによります減額でございます。

次、13ページをお願いいたします。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で900万円計上しております。これにつきましては、介護給付費の準備基金に900万円積み立てるための費用でございます。

介護保険特別会計予算の説明につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第15号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第15号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第19、議案第16号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第16号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ294万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,227万7,000円とするものです。

主な提案内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第16号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきまして御説明させていただきます。

予算書の7ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料で48万3,000円を計上しております。また、2目普通徴収保険料で195万1,000円を計上しているところでございます。これにつきましては、保険料調定額の増によります増額になっております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で48万3,000円計上しております。前年度の繰越金でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金で3万円計上しております。これにつきましては、保険料収納に係ります延滞金でございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で250万円計上しております。これは広域連合へ納付する保険料分でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目償還金で44万7,000円計上しております。これにつきましては人間ドック事業の額の確定によります元年度分の精算金となっております。

後期高齢者医療特別会計予算の説明につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第16号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第16号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は3月18日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時56分